

福知山市立南陵中学校 部活動指導の方針

**福知山市立南陵中学校
令和 7 年 4 月**

はじめに

部活動は教育課程外ではありますが、学級や学年の枠を超えて、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、共に活動を重ねることで、自主性、協調性、責任感、連帯感等が育成できるたいへん貴重な教育の場です。また、生涯を通してスポーツや文化に親しむ姿勢を身につける機会ともなります。

しかしながら、教員の長時間勤務が大きな社会問題となる中、その要因の1つにもあげられています。また、過度の部活動には生徒の健康を害する危険性もあります。

福知山市立南陵中学校は、こうした情勢の中で策定された「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）、「京都府部活動指導指針」（平成30年4月 京都府教育委員会）及び「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」（平成30年5月 福知山市教育委員会）に則り、「福知山市立南陵中学校部活動指導の方針」を定めました。これは、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えることに配慮し、持続可能な部活動の運営体制が整えられるようにするためのものです。また、同時に教員の健康管理に寄与し、心身とも健全な状態で生徒に関わることにより、教育の質の向上を図ることも目指しています。

本校では、この方針について全教職員で共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、全ての部活動において適切かつ効果的な活動が行われ、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性を育めるよう計画的・組織的な部活動の運営を行っていきます。

〔部活動の意義〕

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」

「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」「学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする」

【新学習指導要領 総則より】

目 次

1	目標	・ ・ 1
2	練習時間・休養日の設定等	・ ・ 1
3	朝練習について	・ ・ 1
4	その他の部活動に関する規定	・ ・ 2
5	クラブボックスの使用について	・ ・ 2
6	自転車の使用について	・ ・ 3
7	休日の活動及び対外試合について	・ ・ 3
8	部活動中のケガ等について	・ ・ 3
9	部活動停止日の特別部活動に関わる規定	・ ・ 3
10	体罰やハラスメント等の防止	・ ・ 3
11	安全管理と事故防止	・ ・ 3
12	外部指導者との関係	・ ・ 4
13	運営体制	・ ・ 4

本方針は福知山市立南陵中学校に係る部活動全体の指導方針である。

1 目標

- (1) 効果的な指導をすすめ、生徒が活動を通して充実感や成就感を味わうことができるようにする。
- (2) 集団で主体的に継続して活動を行う中で、自主性、協調性、責任感などを育てる。
- (3) 心身の健全な発達や文化に対する認識と教養の向上を目指す。
- (4) 保護者や地域との交流を行うなど開かれた活動を目指し、信頼関係を構築する。

2 練習時間・休養日の設定等

部活動の指導は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう十分に配慮した計画に基づき、校長が承認した指導方針・活動計画のもと実施するものとする。

- (1) 年間を通じて、土曜日及び日曜日を含み、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- (2) 土曜日及び日曜日に大会参加等で休養日を設定できない場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中についても学期中に準じた扱いとする。
- (4) 長期休業中は、生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように工夫する。
- (5) 夏季休業期間中の業務休止日は休養期間とする。
- (6) 1日の活動時間は、原則、平日では2時間程度、学校の休業日及び長期休業中は3時間程度とし、合理的で効率的・効果的な活動を行う。
- (7) 活動内容及び時間は、部の特性を考慮し全教職員の確認のもと、生徒・家庭の負担にならないように行う。

※試合等で遅くなる場合は、事前に保護者に連絡をする。

- (8) 原則、水曜日を「ノー部活デー」として、活動を休止し休養日とする。
- (9) 定期試験前の部活動停止期間は、中間テスト3日間、期末テスト7日間とする。
(土曜日及び日曜日を含む)

※土曜日及び日曜日の活動については、生徒に過度の疲労が蓄積しないよう十分に配慮する。

～市中体連主催の大会に関わる休養日設定の特例措置について～

市中体連主催の大会（春季大会・総合体育大会・新人総合体育大会）については、大会実施日の4週間前から週当たり1日以上休養日を設けるものとする。（休養日の設定は平日・土曜日及び日曜日にこだわらない。）

3 朝練習について

朝練習は基本的に行わない。

4 その他の部活動に関する規定

- (1) 1人1つの部活動に所属する。
- (2) 活動の服装は校外の活動も含め学校規定のものとする。制服で体育系の部活動をするのはできない。
- (3) 校外での活動（対外試合など）は、学校長の許可を受け顧問の指導と引率のもとに行う。宿泊を伴う場合は、市教育委員会に申請し承認を受ける。
- (4) 生徒の健康状態には十分に配慮し、適正に休養が取れるように配慮する。通常の練習の時は、飲料はお茶のみとするが、夏季の練習や大会時は、顧問の指示で「スポーツ飲料」を飲用させることができる。時期については状況に応じて決定する。また、土曜日及び日曜日祝日に活動をする場合は、地域の行事や子ども会活動、家庭や生徒の負担などを十分に配慮して行うこと。
- (5) 部活動中又は休日における部活動による登下校の際に問題があった時は、ただちに事実確認を行い、再発防止のための指導を徹底する。場合によっては活動を停止し、奉仕作業や対外試合禁止とする。
例

〔	・平日の下校時間遅れ	・買い食い、飲食、無許可自転車	〕
〔	・暴行、暴言、いじめなど悪質な行為	・ボックスの使用状況が悪いとき	〕
- (6) 部変更については、保護者の了解のもと、担任、各顧問、部活動担当で協議し、転部届を提出する。
- (7) 部活動を見学・欠席する場合は、見学・欠席届を提出すること。
→ 部活動顧問で出席状況を確認し、長期欠席等の場合は担任、学年と相談の上保護者とも連絡を取り、実態把握に努める。
- (8) 活動時間は下記のとおりとする。

☆ 卒業式後～新人戦	17:10終了	17:30下校
☆ 新人戦～10月	16:50終了	17:10下校
☆ 11月～1月	16:30終了	16:50下校
☆ 2月～卒業式前	16:50終了	17:10下校

※学校行事や天候条件などにより、教頭・教務・指導部長で協議し、活動時間を変更する場合があります。
- (9) 必要に応じて部長会議を開き、活動を活性化する。

5 クラブボックスの使用について

- (1) 顧問の指導のもと、部長を中心にボックスの管理（施錠、清掃など）を行う。壁面やドアなどへの落書き厳禁。
- (2) ボックスには、活動で使用する用具以外は置かない。
- (3) 鍵の保管は職員室で行う。
- (4) 体育の授業での更衣場所としない。
- (5) 他の部のボックスに出入りしない。
- (6) ボックス内での飲食をしない。
- (7) ボックスの使用が乱れた場合、使用を停止する。

6 自転車の使用について

部活動における自転車の使用は、顧問が必要と認めたときのみ許可する。

7 休日の活動及び対外試合について

- (1) 「部活動活動状況」の部活動毎のシートに、来月の部活動計画を入力する。
- (2) 部活動顧問については開始 30 分前には学校に到着し、終了後はすべての生徒が下校するまでは学校で待機しておくこと。
- (3) 土曜日及び日曜日いずれかを休日にすることを視野に入れ、指導していく必要がある。
(体育館やグラウンドの割り当て、公共施設の利用、休養日の過ごし方の指導など)

8 部活動中のケガ等について

- (1) 事故やケガ等が起きた場合は、直ちに応急処置をし、家庭と養護教諭と担任に連絡する。
- (2) 休日における活動中のケガについては、顧問が責任を持って処置し、家庭へ連絡する。
→緊急を要する場合には、教頭又は指導部長に連絡をする。

9 部活動停止日の特別部活動に関わる規定

テスト直前日は活動しない。技術・体力の向上を目指すのではなく、怪我の予防を含めた調整をねらいとして活動する。部活動停止中に大会等がある場合、大会前日については活動を認める。

10 体罰やハラスメント等の防止

指導者が長時間、近い距離で生徒に継続的な指導を行うという部活動の特性を十分理解し、体罰やハラスメント等が絶対に起きないように、日常の活動を通して生徒の人権を尊重し、信頼関係に基づく活動を徹底して行うものとする。

11 安全管理と事故防止

部活動を行う際には、安全管理に万全を図る。やむを得ず、練習等に立ち会えない場合も、他の部の顧問等と連携・協力するとともに、生徒に活動内容・場所等について明確な指示を出す等、事故防止に最大限努める。

実際にケガや事故が起こった場合、迅速に対応するため、事前に対応マニュアル等に基づき、学校全体で十分に共通理解する場を設ける。

個々の生徒の体力や発達段階、疲労状況等を的確に把握した上で、計画的な活動を進め、熱中症への対応等、天候への配慮も含め無理の無い練習を実施する。

12 外部指導者との関係

外部指導者を活用する場合には、学校の目標や方針等を踏まえ適切な指導ができるよう、学校及び部活動顧問とていねいな連携を図る。

また、部活動顧問は、外部指導者と十分に打ち合わせを行い、相互に情報を共有しながら指導を進める。また、必要に応じて外部指導者に適切な指示や研修を行い、安心・安全な部活動指導が継続的に行われるように努める。

13 運営体制

学校全体の部活動マネジメント

- ・管理職は、「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」に則り、校内で策定した「(自校の) 部活動に係る方針」や「活動計画」等を公表する。
- ・管理職は、各部の活動計画を把握し、必要に応じて適切な助言や指導を行う。
- ・管理職は、部活動内でのいじめや体罰、ハラスメント行為等の人権侵害防止に向けて、各部活動の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な助言や指導を行う。
- ・管理職は、各顧問が自信を持って部活動指導を行うことができるよう、部活動の意義、運営や指導の在り方等について顧問間で情報交換や共有ができる場を積極的に設けるとともに、効果的な職員研修を計画的に行う。
- ・管理職は、顧問の長時間勤務を解消するため、複数顧問による連携や外部指導者の活用等、適正な勤務時間管理を行う。
- ・管理職は、学校、顧問（外部指導者）、生徒、保護者、地域等の中で十分な説明と相互理解のもと、各部の運営や活動が行われるよう努める。